

## 豊明全市民参加型物価高対策事業取扱店舗募集要項

【事業名】 豊明全市民参加型物価高対策事業（以下「とよあ券事業」という。）

【発行者】 豊明市

【目的】 全市民に送付する500円×7枚の紙の商品券と、希望者に発行する500円×3枚のデジタル商品券を用い、物価高騰の影響を受けた市民の負担軽減と小規模事業者の経営支援を行う。

### 【商品券の概要】

#### ■商品券の種類と取得方法

##### ▼紙商品券

1人あたり3, 500円（500円商品券×7枚）を全市民（令和8年3月1日基準）に送付

##### ▼デジタル商品券

1人あたり1, 500円（500円商品券×3枚）を豊明市LINE公式アカウントの友だち登録者で二次元コードを読み取った人に発行

#### ■利用方法 取扱店舗が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払いに利用

※利用枚数に制限は設けない

#### ■利用期間 令和8年6月1日（月）～令和8年8月31日（月）

※利用期間を過ぎた商品券は無効とする。

#### ■商品券の利用範囲（制限）

次に示す内容について商品券の利用はできない。

- ① 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ② 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 株式・先物・宝くじ等の金融商品
- ④ 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの
- ⑤ 取扱店舗が利用を不可とした商品
- ⑥ 法律で商品券による購入が禁じられているもの
- ⑦ その他市が不相当と認めるもの

### 【対象店舗】

次の事項を満たす事業者をいう（以下「とよあ券取扱店舗」という）。

#### ■紙商品券

市内の食料品等を取り扱う店舗で次の項に定める資格要件（共通要件・紙商品券を取り扱う要件）をすべて満たすこと。

#### ■デジタル商品券

小売業・飲食業・各種サービス業・その他市が相当と認めた業種のうち、豊明市内に店舗を有する小規模事業者で、次の項に定める資格要件（共通要件・デジタル商品券を取り扱う要件）を全て満たすこと。

※紙商品券とデジタル商品券の両方の条件を満たす店舗は、一方のみ参加は不可とし、両商品券を取り扱うこと。

## 【取扱店舗の登録】

### ■資格要件

#### ▼共通要件

- ・豊明市内に立地する店舗があること。
  - ・『豊明全市民参加型物価高対策事業取扱店舗募集要項』（本書）を遵守すること。
  - ・次に該当する事業者でないこと。
    - ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
    - ② 特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの
    - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団員等が営む事務所、または店舗
    - ④ 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税及び地方消費税、法人事業税（個人事業者にあつては個人事業税）並びに法人市民税（個人事業者にあつては市県民税）を滞納しているもの
    - ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
    - ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしているもの、又は、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更正手続開始の申立てをしているもの
    - ⑦ 労働基準法等関係法令を遵守していないもの
    - ⑧ 社会問題を起こしている業種、又は、事業者
    - ⑨ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
    - ⑩ その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断するもの
  - ・商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の取扱いを行わないこと。
  - ・商品券を利用できない商品等に対しては、商品券の取扱いを受け付けないこと。
  - ・商品券の偽造・悪用・濫用をしないこと。
  - ・商品券利用可能期間内は参加店舗として事業に参加すること。
  - ・商品券利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意すること。
  - ・商品券の利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合は自ら解決に努めること。
  - ・参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意すること。
  - ・商品券の取扱いに関し、市から改善要請があった場合は、それに従うこと。
- #### ▼紙商品券を取り扱う要件
- ・食料品等を取り扱う店舗であること。
- #### ▼デジタル商品券を取り扱う要件
- ・小売業・飲食業・各種サービス業・その他市が適当と認めた業種に属する小規模事業者であること。
  - ・店舗面積が1,000㎡以下であること。
  - ・愛知県内にある同一名称の店舗が15店舗以下であること。
- ※チェーン、フランチャイズ等の営業形態は問わない。

- 募集締切日 一次締切 令和8年5月12日（火）  
最終締切 令和8年7月21日（火）

- 取扱店舗説明会 令和8年4月 7日（火） 11時～・13時～・15時～  
 令和8年4月22日（水） 11時～・13時～・15時～  
 令和8年5月11日（月） 11時～・13時～・15時～  
 場所はいずれも 豊明市役所ホール（本館2階）

- 申込方法 WEB申請  
 ※原則WEB申請とするが、紙での申請も可とする

### 【商品券の換金方法】

- (1) 商品券利用枚数を確認後、換金額の振込を行う。

郵送等締切日と振込の目安は次のとおり

回	紙商品券の郵送締切日	デジタル商品券締切日	振込予定日
1	6月19日（金）	6月26日（金）	7月 3日（金）
2	7月10日（金）	7月17日（金）	7月24日（金）
3	7月24日（金）	7月31日（金）	8月 7日（金）
4	8月14日（金）	8月21日（金）	8月28日（金）
最終	9月18日（金）	9月24日（木）	9月30日（水）

- (2) 紙商品券の利用留意事項

- ① 利用者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないことを確認すること。  
 ※商品券にはコピー防止加工を施してある
- ② 利用済み紙商品券は、送付確認書と一緒にとよあ券事務局に郵送すること。
- ③ 換金回数は最大5回 利用状況に応じて任意の回のみ提出することも可能。
- ④ 郵送締切日に事務局に到着した分を各回の振込対象とする。

- (3) デジタル商品券の利用留意事項

- ① 換金手続きが不要なため、利用額の確認は店舗用管理画面にて都度行うこと。

### 【その他留意事項】

- ・取扱店舗の審査は市が行い、結果はメールにて通知する。
- ・『豊明全市民参加型物価高対策事業取扱店舗募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市においてその対応を決定する。

### 【申込先・問合せ先（とよあ券取扱店舗向け窓口）】

「とよあ券」事務局

〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3階

TEL:050-5799-2946 E-mail:toyoake-shohinken@sigma-jp.co.jp（事業者専用）

開設期間 5月1日～5月31日 平日のみ

6月1日～8月31日 土日休日含む

開設時間 8時30分～17時30分

### 【事業主体】

豊明市役所 産業支援課（〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1）

平日8時30分～17時15分（土・日・祝日除く）

TEL:0562-92-8332 E-mail:sangyo@city.toyoake.lg.jp